2　前条の規定により報告書を作成するに当たって専門家等の助言を受けた場合は、当該専門家等の所属機関の属性を報告書に記載するよう努めるものとする。

3　特定対象事業に係る工事中に事業を実施しようとする者（この項において「事業主体」という。）が他の者（この項において「新主体」という。）に引き継がれた場合又は事業主体と供用後に運営管理を行う者（この項において「新運営管理者」という。）が異なる等の場合は、当該新主体若しくは新運営管理者との協力又は当該新主体若しくは新運営管理者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載するものとする。

第十八条第一項中「第三条第一項第五号」を「第十七条第一項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第七条から第十二条まで」を「第二十一条から第二十六条まで」に、「第七条第七項」を「第二十一条第七項」に、「第八条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第二十四条第五項及び第六項、第二十五条第三項から第五項まで並びに第二十六条第一項第三号に掲げる事項

第十八条第四項中「第十三条から第十七条まで」を「第二十七条から第三十一条まで」に、「第十五条」を「第二十八条」に、「第十六条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に改め、同条第五項中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第十七条第二項第一号及び第二号中「事業特性及び地域特性」を「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」に改め、同項に次のように加える。

四　必要に応じ専門家等の助言を受けること等により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第十七条に次のように加える。

4　事後調査の終了並びに当該事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第十七条を第三十一条とする。

第十六条第二項中「事業者は、第十四条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条に次のように加える。

3　構造等に関する複数案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該構造等に関する複数案から対象事業に係る構造等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第十六条を第三十条とし、第十五条を第二十九条とし、第十四条を第二十八条とする。

第十三条中「第十七条」を「第三十一条」に改め、同条を第二十七条とする。

第十二条第一号中「第十四条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十一条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「事業特性及び地域特性」を「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」に改め、同項第二号中「予測の対象とする地域（次号、第三項及び別表第六から別表第十までにおいて「予測地域」という。）」を「予測地域」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　第八条第二項の規定は、第一項の特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「条件」とあるのは「条件、予測で用いた原単位及び係数」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、「配慮書事業特性及び配慮書地域特性」とあるのは「特定対象事業特性及び特定対象地域特性」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十一条を第二十五条とする。

第十条第一項中「事業特性」を「特定対象事業特性」に、「地域特性」を「特定対象地域特性」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「文献名」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時」と、「出自等」とあるのは「出自及びその妥当性」と、それぞれ読み替えるものとする。

第十条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第二十四条とする。

第九条第一項中「第七条第一項各号」を「第二十一条第一項各号」に、「事業特性」を「特定対象事業特性」に、「第六条」を「最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第二十条」に、「地域特性」を「特定対象地域特性」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「事業特性」を「特定対象事業特性」に改め、同条を第二十三条とする。

第八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「第六条」を「第二十条」に、「こと」を「ものとし、当該専門家等の所属機関の属性についても明らかにするよう努めるもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十二条」を「第二十六条」に改め、同項第一号中「前条第三項第一号」を「前条第三項において準用する第五条第三項第一号」に、同項第二号中「前条第三項第二号イ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第二号イ」に、同項第三号中「前条第三項第二号ハ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第二号ハ」に、同項第四号中「前条第三項第三号イ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第三号イ」に、同項第五号中「前条第三項第三号ロ」を「前条第三項において準用する第五条第三項第三号ロ」に、同項第六号中「前条第三項第四号」を「前条第三項において準用する第五条第三項第四号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第八条を第二十二条とする。

第七条第一項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に、「事業特性」を「特定対象事業特性」に、「地域特性」を「特定対象地域特性」に改め、同条第二項中「事業特性」を「特定対象事業特性」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第五条第三項の規定は前項の規定による検討について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による項目の選定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項第一号中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同号イ⑵中「騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）」とあるのは「騒音」と、「超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）」とあるのは「超低周波音」と、同号ロ⑴中「水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）」とあるのは「水質」と、同号ハ中「その他の環境（イ及びロに掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「その他の環境」と、同項第二号中「環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第三号中「環境要素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）」とあるのは「環境要素」と、同項第四号イ中「廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。）」とあるのは「廃棄物等」と、同号ロ中「温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「温室効果ガス等」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項」と、同条第四項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」とあるのは「専門家等」と、同条第五項中「計画段階配慮事項」とあるのは「項目」と、「事項（以下「選定事項」という。）」とあるのは「項目」と、それぞれ読み替えるものとする。

第七条第四項を削り、同条第五項に次の一号を加える。

三　特定対象事業特性及び特定対象地域特性の観点からの類似性が認められる類似の事例により影響の程度が明らかな場合

第七条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を削り、同条を第二十一条とする。

第六条の見出しを「（特定対象事業特性及び特定対象地域特性の把握）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必